

東海村地域防災計画の修正について

令和7年2月
防災原子力安全課

1 東海村地域防災計画修正の背景

- 令和3年度に発生した災害などを踏まえて防災基本計画の修正がなされたこと、令和4年9月に中央防災会議において本村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び特別強化地域の指定を受けたこと、及び茨城県において地域防災計画の修正があったことを踏まえ、令和5年3月に東海村地域防災計画の修正を行いました。

2 修正に反映した主な事項

防災基本計画の修正

- 令和5年5月
 - ・ 被災者一人ひとりの課題を把握し、関係機関と連携した支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」など被災者支援の仕組みが整備されたこと。
 - ・ 被災者支援事業の迅速化・効率化のため、被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用が規定されたこと。
 - ・ 令和4年1月トンガ諸島の火山噴火による潮位変化を踏まえた修正（火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達に係る事項が明記されたこと。）
 - ・ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標として、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として定めておくものと規定されたこと。
- 令和6年6月
 - ・ 令和6年1月能登半島地震を踏まえた修正（避難所等における生活環境の整備、応援受入体制の整備、運送事業者等との連携による物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やか確保に係る事項が明記されたこと。等）
 - ・ 車中泊等避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援が規定されたこと。
 - ・ 水害対策の強化として、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するための対策、橋や河川に隣接する道路の流出による被災地の孤立が長期化しないための対策が規定されたこと。

茨城県地域防災計画の修正

○ 令和6年3月

- ・ カメラや水位センサーの設置，地区内住民からの情報提供などに基づく，内水氾濫に係る避難情報発令の基準が設定されたこと。
- ・ 防災業務関係者の属する組織は，放射線業務従事者の平時における被ばく限度である5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（ただし，人命救助等の緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は，100mSv）を参考として，あらかじめ指標を定めておくこととされた。

○ 令和7年1月

- ・ 避難所の生活環境の向上のため，備蓄や民間企業との物資調達に関する協定の締結により，避難所開設当初から簡易ベッドの設置や快適に使える仮設トイレ，防犯ブザー，授乳服の確保に努めることとされたこと。

村の取組・実情

- ・ 水防法に基づき，県が新川水系新川の洪水浸水想定区域を指定したことに伴い，区域内に立地する「とうかい村松宿こども園」の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから同施設を要配慮者利用施設に指定したこと。

その他の修正

- ・ 防災基本計画・茨城県地域防災計画の記載内容，用語等との整合
- ・ 組織改編，指定公共機関・指定地方公共機関の追加・変更
- ・ 表記の修正